

第3回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日 時：平成20年1月9日（水） 午後3時00分～午後5時00分

会 場：市庁舎4階 モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、鈴木委員、落水委員、木下委員、齊藤委員、下川委員、田中委員、寺本委員、西島委員、西村委員、林委員、原委員、村上委員、松崎委員、山形委員

欠席者：なし

山口 会 長	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただ今から、「第3回熊本市自治基本条例検討委員会」を開会いたします。</p> <p>まず、委員の方々の出欠につきましては、本日は全員出席となっております。</p> <p>次に、本日の委員会は、2時間程度を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、配布資料の説明を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>2 配布資料の説明</b></p> <p>配布資料の説明をいたします。</p> <p>資料1は、平成19年1月24日に開催されました「地方自治の推進に関する調査特別委員会」の会議録の抜粋で、資料2は、平成19年第1回定例会で報告されました地方自治の推進に関する調査特別委員会委員長報告の抜粋です。</p> <p>当委員会の設置に関係することについては、資料2の5ページの7行目から記載されておりますので、そのまま読ませていただきます。</p> <p>「来年度、新たな議会構成のもとで、議案の立案の経緯、総務委員会や当委員会での2年近くに及ぶ調査・審議の経過を踏まえた上で、執行部、議会、市民がまさに一体となったシステムを構築し、新たに、よりよい条例案の策定を目指すことを執行部に対して申し入れることを当委員会の結論としてはどうかとの提案を行い、まず、この提案についての執行部の見解を求め合意を得たことから、これを委員に諮ったところ、全員の了承を得ることができました。</p> <p>かくして、当委員会の調査・審議が、すべて終了したのであります。</p> <p>この結論により、来期における執行部、議会、市民による新たな基本条例制定の道筋をつけることができたと確信しております。</p> <p>これをもちまして、地方自治の推進に関する調査特別委員長の報告を終わります。</p> <p>税所史熙 議長 地方自治の推進に関する調査特別委員長の報告は終わりました。</p> <p>ただいまの地方自治の推進に関する調査特別委員長の報告に対し質疑はありますか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p>

	<p>税所史熙 議長 質疑なしと認めます。  それではお諮りいたします。  地方自治の推進に関する調査特別委員長の報告についてはこれを了承することに御異議ありませんか。  (「異議なし」と呼ぶ者あり)  税所史熙 議長 御異議なしと認めます。  よって、さよう決定いたしました。」  となっております。</p> <p>次に、資料3の「検討事項とりまとめ一覧表」は、事前に各委員の方々から提出していただきました「これから検討委員会で検討していく事項」を、事務局で取りまとめたものです。なお、取りまとめに当たっては、まず項目を7つに分類し、各項目の内容と提案人数を記載しております。</p> <p>次に、「他都市の自治基本条例」と記載しておりますファイルは、ニセコ町を含む全国65都市の自治基本条例の一覧表と条文です。</p> <p>最後になりましたが、本日付で検討委員会の会長宛に3名の方から提案書をきましたので、参考までに配布しております。</p> <p>以上です。</p>
山口 会長	<p><b>3 今後の進め方</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、前回の検討委員会で、「次回は、今後の進め方について協議をしたい。については、委員の皆さんのご意見を事前に提出してもらいたい」と申し上げていたところですが、それをいくつかに分け、まとめました資料3「検討事項とりまとめ一覧表」に基づき、今後の進め方を協議してまいりたいと考えております。</p> <p>まず、「委員会の目的」ですが、先程、事務局から議会の会議録の説明がありましたように、「自治基本条例を策定する」ということを前提として、この委員会は設置されたということだろうと思います。</p> <p>委員の皆さんには、このことにつきまして、共通の認識を持っていただきたいと思いますと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>何かご意見はありませんか。</p>
林 委員	<p>平成19年第1回定例会の会議録に記載されているように、「よりよい条例案の策定を目指す」ということは市長も了解し、また、本会議においても全会一致で決まったことですので、私も会長が言われましたようによりよい条例案の策定が本委員会の大きな役目と考えております。</p>
木下 委員	<p>この委員会で条例を作るというのが、ここで確認されるのでしょうか。</p>

山口 会 長	<p>もちろん条例は議会で議決されなければいけませんので、この委員会では、条例案文を作るといことだと思いたすが、細かな用語の使い方までを厳密に行うことは難しいと思いたすので、基本的な方向性のようなものに肉付けをしたものを作り、法制的な整理は、行政側で精査してはと思いたしております。但し、ここで作ったものが、行政で変えられるのではないかという懸念もあるかと思いたすので、行政側で直したものに付きましては、もう一回この委員会に報告してもらってはどうかと思いたす。</p>
下 川 委 員	<p>基本的な部分でまだ違和感があるのですが、議会は「条例案を作るといことを承認したわけではない」といことは、配布された会議録からも明らかであると思いたす。</p> <p>会議録を読みますと、委員長報告の中では、「よりよい条例案の策定を目指すべきことを執行部に対して申し入れる」とい報告内容を「議会は了承した」と読み取れると思いたす。そして、「市民・議会・行政が一体となったシステムを作って目指せ」といことを了承し、このシステムを作って目指すとい中で、この委員会が出来たのかもしれませんが、この委員会がイコール条例を作るとい目的を負わされているのかといことについては、まず検討する必要があるのではないかと思いたしており、まず、このことをここではっきりしないと、十分に納得しないと先に進みにくいといのが私の個人的な感想です。</p>
山 口 会 長	<p>議会の申し出を受けて、行政は、この検討委員会を設置したのだと思いたすのですが、では、この検討委員会が何を検討して、どういったものを成果として出していくのか、については多少の議論が必要だと思いたす。</p> <p>このことについて、何かご意見はありませんか。</p>
山 形 委 員	<p>私がこの委員会の委員公募に手を挙げたのは、「今度は自治基本条例が出来ののだろう」と思いたからです。</p> <p>そして、この委員会では、条文を一緒に議論することで、お互いが分かり合える関係が出来ると私は期待してあります。</p> <p>この委員会で検討する案の内容については、私はもっと確実なもの、行政に原案を修正されないで済むぐらいのきちんしたものを作ることが出来れば、議会にも正々堂々と提出できるのではないかなと思いたしております。</p>
西 村 委 員	<p>下川委員より、「議会の決定は、条例を作るといことではなかった」とい発言がありました。</p> <p>私は、特別委員会と本会議は全部傍聴したのですが、特別委員会の最後で、「システムを構築し、よりよい条例案の策定を目指すべきであるとの意見を委員の総意として執行部に申し入れた」とい非常に劇的な提案をこの委員会に参加されている鈴木委員がされたのですが、これは非常に衝撃的でした。</p> <p>このような今までの流れからしまして、「議会はよりよい条例を作るのだ」と</p>

	<p>私は理解しました。</p> <p>そのために3者で組織を作ろうということですが、組織を作る以上は目的がなければなりません。木下委員が専門の経営学で言えば、ドラッカーの「組織を作るならば、目的を明確にして、その目的を実現するためにはどうするか」ということで、目的のない組織を作ることはあり得ないのです。特別委員会では、2年半、様々な論議を経て、鈴木副委員長は、「来期、しっかりとした熊本市のための条例を作っていく、このことが担保をされたと認識をしており、しっかりとしたものをつくっていくと、議会として決意を述べまして、取りまとめとさせていただきます。」と言われ、そして、紫垣特別委員会委員長は、本会議で、「来期における執行部、議会、市民による新たな基本条例制定の道筋をつけることができた」と確信する」と仰ってます。</p> <p>こういう流れを見ますと、「議会はよりよい自治基本条例案を作る、そのために仕組みを作る、組織を作る、ということを決めた」と理解しております。このことに、私は非常に感動し、支持しました。だから下川委員が先程のように言われると、少々その時の想いと違うのではないかと感じています。</p>
下川委員	<p>人の感じ方は千差万別だと思っております。</p> <p>確かに議論の内容は言われたとおりだと思います。よりよい条例案ができることを目指そうという認識は、私も含めて一致だったと思います。</p> <p>いいものが出来るならいいのですが、いいものを作るといって自体がこの委員会に投げ込まれていることを疑問視していることを私は申し上げます。</p> <p>「よりよいものを作るためのシステムを作って、よりよい条例を目指せ」ということを申し入れる、それを了承した。それを受けて、どのような思い・目的で、この委員会を作られたのかという細かいところの目的がまだ個人的には腑に落ちないということをお願いしているのです。よりよい条例とは何か、条例を作るといことは手段であり、目的ではない、条例は何かをするためにあるものですから、では何をするためにあるのかというのは自治基本条例の議論の当初の時点から明確な答えを求めていたのですが、その点が私個人の中では明確になりませんでした。他の議員さんも同じような思いがあって、多数の理解が得られずに継続になってきていたということだと思っております。</p> <p>ここで仕切り直しになってその目的のために手段としての条例でいいものを作るかどうか、そのものがこの検討委員会にどのような形で投げ込まれているのか、細かいところが見えないままに投げ込まれたのか、よりよいものをただ作るためにこの委員会が作られたのか、一から議論をし直す必要がある、最低限必要なステップだということでも申し上げました。</p> <p>必要なステップとして、「何のために条例を作るのか」というところをしっかりと叩いておかないと、目的の部分で間違ってしまうのではないかと懸念してお</p>

	ります。
田中委員	<p>今話を聞いて、私は驚いています。</p> <p>特別委員会で2年間議論された中で、自治基本条例が要するのか、要らないのか、といった議論が全くなかったということですか。</p>
鈴木委員	<p>いろいろな考え方があると思いますが、議会としては、執行部から出た案は、市民の方も勉強されてきて、それと大きくかけ離れているのが事実としてありました。</p> <p>それから、市民の方もいろいろ検討されてきましたけれども、ではそれが熊本市に合っているかどうか、という検証の場が正直なかった。</p> <p>正・副委員長修正素案として出させてもらった案は、権力の集中による公権力の行使のブロックというものをメインに置いたところに集中して作って試みたものであり、片肺の条例と自覚した上で敢えて出させていただきました。</p> <p>それぞれ立場が違う中で出してきたのですが、基本は自治基本条例なるものを作り上げることが目的ではなくて、そうしたものを作ることによって、これから地方分権の時代になる熊本市の自治をどう確立していくのか、これに直結するような内容のものを今一番求められているのであり、そういう意味で、よりよいという意味で言わせていただきました。</p> <p>熊本市にとって最も地方分権、自治というものを確立していくためには、どういう条立て、どういう内容をしっかり作っていく必要があるのか、そのためには、執行部と議会だけで進めては、ことが運ばない。そこには市民の方も入ってこなければならない。新しいシステムが必要だということで提案をさせていただいたということなのです。</p> <p>下川委員が心配をされているのは、多分、「自治基本条例を作るだけの目的でいいのですか」という心配だと思います。</p> <p>必要あるとかなないとかではなく、地方自治をどう確立していくか、熊本らしいよりよい地方自治を確立するために、この委員会の目的について皆のコンセンサスを得て、特に全会一致が私は望ましいと思いますが、よりよい熊本市にするためにどういう法整備が選択肢として必要か、ということを中心に議論するためには、3者が、いろんな想いを同じテーブルで、「ここは合意できるね、一緒にやろうよ」というような委員会にしないと議論の単なるぶつけ合いになると思いますし、結局、市民の方にとってよりよいものにならないのではないかと思います。</p> <p>皆さんそれぞれ、心に引っかかりを持っていると思いますが、「2年半もかけて議会は何をしていたか」と思う方もいるかもしれないし、逆に評価をする方もいるかもしれませんが、今のシステムの中でどうしても突き当たる壁を打ち破るために作られたシステムであるということは事実であると思います。</p>

	<p>忌憚のない意見をそれぞれ言い合い確認していくことが必要ですし、特にこの委員会の目的について、下川委員がおっしゃったのは「条例案を作ることだけに絞ってはいけないのではないか」ということではないかと私は思っております。</p> <p>委員の皆さんのそれぞれの意見を聞いていただいて、当委員会の目的は何なのか、互いに確認できるところからスタートできるようにもう少し議論していただければと思います。</p>
山口 会長	<p>整理させていただきますと、当委員会の設置目的は、よりよい熊本市を作るのが目的で、その手段として自治基本条例を策定することなのか。または、自治基本条例を作るのが目的で、そのための手段としてこの委員会が設置されたのかというご意見だったと思います。</p> <p>この件に関して、他にご意見はございませんか。</p>
原 委員	<p>これから先、地方分権が進み、そして「お互いに出来ることを自分でやる」という補完性の原理に基づいて、これからのまちづくりを進めていくことにより、初めてよりよい熊本市が出来るという認識を持っているところです。</p> <p>その目的のための手段となるもの、バックボーンとなるものが自治基本条例になるのではないかという認識を持っております。</p> <p>この検討委員会の設置目的については、要綱に記載されておりますように、自治基本条例を検討することであり、議会の特別委員会から提案されましたように、市民・議会・行政が一つのテーブルについておりますので、お互いに共通の認識を持って取り組んでいかなければならないと考えております。</p> <p>そして、検討委員会に任せられた所掌事項は、どのような項目を盛り込み、どのような内容にするのかを検討していくことであると私は認識しているところです。</p>
山口 会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この検討委員会の設置要綱は行政が作られましたので、その立場からのご意見だったと思います。</p> <p>他にご意見はありませんか。</p>
鈴木 委員	<p>個人的な見解として、名称は敢えて言いませんけれども、私は「作るべきだ」と思っております。</p> <p>補足するとジレンマがひとつあります。</p> <p>私たち議員の委員は、議会から推薦されて出てきていますが、議会の代表ではないし、執行部も同じ立場だと思えます。</p> <p>この委員会で作ったものを市長が本当に尊重するのも担保されていませんし、そういう意味では、よりよいものを作らなければならないと思っておりますが、この委員会がそこまで担保されている確証がないということでゆれていると思えます。</p>

	<p>例えば、「協働」ということをどこまでうたいこむかと考えた時に、両論併記などいろいろあると思っています。</p> <p>また、ある部分については、複数の委員から大変重要だという意見が出ても全体から見たら少数だったとか、そういう場合、当委員会がどこまで素案という形で一本に絞っていくのかどうかは、苦勞することになると思います。</p> <p>そういう意味では、この委員会を価値あるものにしようと思うのであれば「設置要綱に基づいて作りました」という次元を超えて、「行政の代表である」「市民の代表である」「議会の代表である」ということではなく、当検討委員会の構成員として「議論をして作りあげる」という確認からスタートしないと、それぞれバックヤードに戻った時にジレンマに陥ると思います。</p> <p>個人的にはそういう整理をしてスタートしないと、大変に厳しいのではないが、また学識経験者の方も入っていただいておりますので、学識としてアドバイスをいただきながら、次元を超えてやらないといいものは作れないのではないかと考えます。</p> <p>バックヤードに戻った時にジレンマに陥らないよう担保をしながら、しっかりとやっていく必要があるだろうと、そうするとこの検討委員会自体も価値のあるものとなりますし、おそらく、将来は、「この委員会でよく議論されたから熊本市らしいいいものが出来た」というふうに言われるのだろうと、私個人はそういう位置づけで捉えております。</p>
山口 会長	<p>「よりよい条例案を作りたい」ということについての共通認識は、あるのではないかと思います。</p> <p>よりよいということについては、この委員会だけで確定できるのか、というと、そうではないのではないのでしょうか。</p> <p>この委員会でベストのものが提案されたとしても、執行部としてはもっといいものがあるかもしれないし、また議会ももっとよりよいものがあるかもしれない、と私は思っております。</p> <p>そういう限界を踏まえて、本検討委員会のベストを目指していけばと思うのですが、そのような理解でいかがでしょうか。</p>
西村 委員	<p>市民、議会、行政の三者が集まり、また学識経験者も入る会議で議論していくことは、初めてのことで、お互いに理解し合えれば、お互いの認識も深まり、よりよいものは出来ると思います。</p> <p>そのためには、まず、議会が提案され、行政が確認された、「よりよい自治基本条例案を作る」という目的を明確にし、次によりよい条例をどう作るのか、よりよい条例を作るには、相当議論をしていく必要があると思いますが、その議論をしていけばいいと思います。</p>
山口	<p>「よりよい条例案を作る」ということについては、共通の認識があるのではな</p>

会 長	<p>いかと思います。 他にご意見はありませんか。</p>
林 委 員	<p>鈴木委員からもご意見がありました本委員会の法的な位置づけについて私なりの考え方を申し上げたいと思います。</p> <p>この委員会は全く無から設置されたのではなく、特別委員会からの提案を受けて、当時の市長室長が、行政・市民・議会、更には学識経験者も入るということを前提としまして、よりよい条例をつくるため、新しいシステムをつくることを市長も合意している旨の発言をされました。このことにより、議会の特別委員会と市長は、よりよい自治基本条例案を策定することについて確約したと理解しております。</p> <p>そして、本会議においても、紫垣委員長の報告や税所議長が「異議なしと認める」という発言により最終決定をしたこととなります。このようなことを踏まえますと、行政は、この委員会の結論は最大限尊重して、本委員会の決定を根本から覆す、または、重要事項を覆すということは、信義則上、許されないものと考えております。</p> <p>法的な根拠云々ということよりも信義則や確約の法理ということになるのかと思います。</p> <p>本委員会は、特別委員会、本会議、首長が確約し、設立されたと理解しておりますので、本委員会における条例案の策定は、執行部に尊重していただくものになるかと思ひますし、それだけ本委員会の役割は重いものではないかと思っております。</p>
西 村 委 員	<p>この検討委員会で作ったものが、市長のところに行った時にどうなるのかということですが、このことについては、私たちが市民会議をやった時に非常に苦い経験をしました。「出来たものを尊重してくれないと困る」ということは、はっきりさせておかないといけない問題だと思ひます。議会は、合議制の機関ですので、議員の方が法的な手続きに基づいて、徹底議論がされ、合意が形成されるという、決定過程になっています。</p> <p>ところが、行政職員は市長の補助機関であり、最終決定権がなく、市長の指示に従って基本的に仕事をしていくということになります。</p> <p>ですから、市長を呼んで、「尊重しますか」と聞けばいいと思ひます。市長が、「尊重します」と言えば行政職員もそれに従います。そういうシステムになっていますから、難しい話ではないと思ひます。</p>
山 口 会 長	<p>この委員会を設置したのは市長ですので、この委員会が作成した案に拘束までされるかどうかは別として、最大限尊重されると思ひます。</p> <p>それでは、「検討事項とりまとめ一覧表」の1番目の「委員会の目的」について、今までの議論を整理させていただきますと、よりよい条例案を作ることについて</p>

	<p>は、共通理解が得られたということで、まとめさせていただきます。</p> <p>次に、2番目の「検討する内容」ですが、「自治基本条例の目的、自治基本条例の性格について、検討を行い、委員の認識を共有すること」、「条例のコンセプトについて」、「スケルトン（各条文の見出し）について」、「条例に盛り込むべき具体的な内容について検討」、「早急な熊本版自治基本条例の制定のため、条例に盛り込む具体的な内容の検討等に時間をかけるべきである」、「条文1文1文について精査検討していくことが望ましい」、その他として、「条例の性質（市民にわかりやすく、基本的な理念のみを定めた条例にし、個別条例を別途整備する等）の検討」、「条例のコンセプトの検討以降は別の会議体に引き継ぐ」といったご意見が提出されております。</p> <p>この件に関して何かご意見はありませんか。</p>
西村委員	もう一度、確認したいのですが、この検討委員会の目的は、「よりよい自治基本条例案を策定する」ということでよろしいですか。
山口会長	当委員会が設置された目的は、「よりよい自治基本条例案を策定するため」だと思います。
下川委員	この委員会で、条例案まで策定するのでしょうか。
山口会長	<p>この委員会で条例案を作りますが、法制的な面から文言を整理する必要もあることから、この委員会で作った条例案そのものが議会提案の条例案になるかという点、そうではないと思っています。</p> <p>また、市長が、この検討委員会で作った条例案を最大限尊重したとしても、どうしても違った考え方に達した場合などは、その理由を当委員会に戻していただいて、その上で再度議論をするのではないかと思います。市長が提案する原案の案、案の案をこの委員会で作るということだと思います。</p>
下川委員	<p>「よりよい条例案を目指す」ということについては、私も体の角度を180度ぐらい曲げて、了承できないことはありませんが、先程のどこまで作るかの議論の中で、それぞれの元の立場に帰った時のジレンマが生じないようにとかいうご意見があったかと思います。</p> <p>その中で、この委員会の中で作成した条例案が、議会にそのまま上程されるかどうかは、会長がおっしゃったように市長の判断になると思いますが、市長も3者が検討委員会で作った案である以上、最大限尊重するということはあるでしょうから、仮に尊重されて出てきた場合、私ら議選はやはりジレンマに陥るのではないかと考えます。</p> <p>そう考えると、条例案まで本当にこの検討委員会で作るべきなのか、個人的には精一杯コンセプトまで、拙速は良しとしながらも時間をダラダラかけずに、コンセプトをきちっと作り上げた段階で、それから先は別の会議体に引き継いだ</p>

	<p>方がいいではないかと思っており、その辺では、少し異議があります。</p>
山口 会長	<p>「コンセプトまでに留めるべき」、「もうすこし深めていって条例案まで作るべき」といったご意見かと思います。</p> <p>私からの質問ですが、この委員会でコンセプトを作って、その次にそれを具体化するため別の会議体を設置するということですが、その会議体はどのような形なのでしょうか。</p>
下川 委員	<p>確かにここで作った案文がそのまま議案になるかどうかは分かりませんが、仮に議案となって挙がってきた時に、私たちは議会でまた審議をしなければならない立場になりますので、そういうことから考えますと、先程あった新しいシステムというのは、コンセプトまでをきちんと叩ければ十分なシステムではないかと認識をしております。</p> <p>どのような形かというのは、今後検討が必要でしょうが、別の会議体の方が適しているのではないかと考えております。</p>
落水 委員	<p>先程、西村委員から「議会は合議体だ」という話がありましたが、議会側の気持ちを皆さん方に分かっていただきたいという想いを伝えているのです。</p> <p>私どもの立場としてはそれぞれにその道のエキスパートと自負している人間もおりますけれども、「全ての議員が自治基本条例を本当に必要としている」という認識があるかということと非常に微妙ではないかということをご理解いただきたいと思えます。</p> <p>そして、それは市役所の職員も同じで、また、市民の方ですら全く同じですが、それはみんな勉強不足だからとは決して思わないでいただきたい。</p> <p>自治基本条例の本来の目的自体が、まだ明確化されていないわけですから、それぞれが必要を感じるかどうか、は微妙なものであるということをご理解いただきたいと思えます。</p> <p>そういう中で、会長からお話があったように、素案的なものをもしこの委員会で作るとすると、やはり先程から鈴木委員が言われているように、両論併記、3案併記、そういう手法で、素案の素案みたいなものを作っていくということは可能性としてあると思えます。</p> <p>しかし、一つに絞り込むとなると、また多分、4年経っても終わらない気がしてしょうがありません。</p> <p>ですから出来るだけお互いの立場を尊重しながら、妥協できないところは併記して市長サイドに選択の余地を与えていくのであれば、議会サイドとしても素案の素案的なもの、素案とコンセプトの間のものをイメージしていただければよろしいですが、そういうものであれば、十分検討の余地があると思えます。</p> <p>いずれにしても一本化するのには、この論議を聞いている限りでは難しいと思</p>

	<p>ます。</p> <p>前回、前々回、はっきり言って議論を相当していますけれども、立ち止まったままでの議論です。せっかくお互いに苦労しても結果が出ないとむなしいものになります。妥協できないものは併記するなどの方法にしていただけたらと思います。</p>
寺本委員	<p>行政側、議会側、それから市民側の4案につきましては、それぞれが1番いいという想いがある中で、条文まではなかなかまとまりにくいと思いますので、例えば、内容項目までにとどめて、それをまとめることにするのか、若しくは、委員からいろいろな意見がでて、非常に時間はかかるとは思いますが、条文1つ1つを徹底的に追求するという方法をとるのかを議論の前に、はっきり決めていただきたいと思います。</p>
齊藤委員	<p>私も委員をお受けする時に、ここまでこの議論があるとは思っていませんでした。というのも、市長は、どこまでをこの委員会に望まれたのかがはっきりしていなかったからです…。</p> <p>今、寺本委員が言われたように、私もそういうことで考えておりました。どんどん進んでいくとなると大変な会になってくるなど。おおよそコンセプトぐらいを皆さんで意見を出し合って、それでいいのかと思ってお受けしました。</p> <p>委嘱状を出された執行部のコンセプト、この会議を開催する想いはどうだったのかをもう一度聞かせていただけないか。</p>
原委員	<p>第1回の検討委員会において、市長が挨拶の中で申し上げましたように、市民協働のまちづくりを進めていくには、自治基本条例が必要になる、そういう中で今回、学識経験者を含めた4者の委員さん方に集まっていただいて自治基本条例について検討していただきたいということでした。</p> <p>私どもと致しましても、検討にあたっては、先程もご意見がありましたように、それぞれの立場からの代表ではなく、検討委員会の構成員の一人おひとりとして検討していただくという認識を持っております。</p> <p>そして、よりよい条例を目指すために、それぞれの意見をいただき、この検討委員会の中で条例の案を作るということではなく、条例に盛り組むべき項目や内容について検討していただければ、ということ考えているところです。</p>

<p>鈴木委員</p>	<p>コンセプト、それから先のスケルトンまではコンセプトの様子を見ながら、多分、共通認識まではいくと思います。</p> <p>コンセプトがどういう固まり方をするかで、スケルトンの枠組みも決まってくることになりまして、まず、一つ一つやりながら合意形成しながら、積み重ねていくことが必要ではないでしょうか。コンセプトでもまとまらないなら、条文1条1句はとてでもないが出来ないということになりますので、基本どおり出来るところからスタートするといいいと思います。</p> <p>私個人としては、議会人として、皆さんと一緒に考えて、一つのものが出来たとして、また執行部がいじるかもしれないし、そして議会に上程され議決をする時に、「私に関わったから皆言うことを聞け」ということを会派には言えません。</p> <p>会派で議論をしてもらって、会派の決定に従うということが大前提ですが、「この委員会の場では全力を投球する」という想いでやっています。合意できたところまでを一つ一つやり、そこから先はまた見えてくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>村上委員</p>	<p>落水委員や下川委員、鈴木委員、齊藤委員は特別委員会から引き継いで議論されていますが、私は今回初めて自治基本条例の検討に参加しました。</p> <p>今回の検討委員会は極めて条例に近いところにある委員会という認識でいたのですが、今お聞きしている範囲では、「いつになったら出来るのか」と少し感じたところです。</p> <p>議会の仕組みは市民の皆さんから見るとなかなか分かりづらい手続き的な部分がありますが、今回は公募市民の皆さんが入られているので、極めて早い段階で出来るのかなと私自身思っていたところがそうではないことになりました。</p> <p>ただ皆さん一同、どういう作り方をするかは別にして、作ることを前提とするということで、共通認識を持たれたということは、私も確認させていただきました。</p> <p>例えば、皆が使える建物を造ろうという時に、階段がある、スロープがあるから車椅子の私もいいじゃないか、それよりも元々の階段をなくしたらどうか、そういういろいろな議論があって、皆が使える建物になるのだらうと思っていますので、今回、一字一句という話もありましたが、やっと基本的な部分で、共通認識が出来たのかな、と私も感じております。それを踏まえて、今後の議論に参加していきたいと思います。</p>
<p>松崎委員</p>	<p>私も今、村上委員がおっしゃったように、これまでこの議論にあまりついていけませんでした。というのも自治基本条例への議会の動きなどは、公募委員になった後から知ったものですから、どうしてこういう風に同じ議論の繰り返しになるのかなと悩んでいました。</p>

	<p>ただ、議会と行政、市民と学識経験者の先生方を含めて一つのテーブルを囲んで、話し合いを進めていくというのは、非常に素晴らしいことだと思っていましたので、逆に言うと、条例にかける理念、コンセプトをお互いにそれぞれの立場の役割等を再認識して、話し合うことで、そういうことがきっちり改めて書かれることが非常に大事なことだと思います。</p> <p>それが、市民活動をしている市民一人ひとりにとって、非常に身近に、「私の役割はここなのだ」ということが改めて市民一人ひとりが認識でき、市民にも役割なり責務なり権利なり、まちづくりをしていく上での位置づけがきちんと出されるようなものを、ここで作ればいいと思います。</p> <p>後は会長がおっしゃるように、行政にある程度のところまで作っていただいたものを戻していただく、若しくは、市長がお考えになっているものを戻していただいて、もう一回議論するというような形になるのかとそんな想いでおります。</p>
西島委員	<p>この委員会の設置趣旨であります「よりよい条例を作る」ということについては、共通認識が出来ていると思います。</p> <p>次に、設置要綱にあります条例に規定すべき項目・内容については、どう検討するのかと申しますと、それぞれの立場で論議する場であるという認識を元々持っております。</p> <p>今日行ってきたような論議をどんどん進めることが、項目の整理、内容の整理に近づいていくのではないかと思います。</p> <p>そして、項目・内容を検討するにあたっては、手順があると思います。</p> <p>その手順の第1番目は、やはり自治基本条例そのものの課題をそれぞれの立場で抽出し、しっかり論議するということだと思います。</p> <p>方法としては、これまで提示された4案がありますので、これをベースに論議していく方法もあるのではないかと考えております。課題の抽出が出来た後、その整理をする中で、案が1つになるのか、2つになるのかということになっていくのだと思いますが、そこが第1番目だと思います。</p> <p>次に、その整理の中で、新しい発見が出来る可能性があると思います。</p> <p>これは私たち4者が集まったことで、新しい発見が出来て、新しいものをこの委員会で提案が出来ることがある意味では望ましいのではないかと、それが期待できるなら1番いい形ではないかと考えております。</p> <p>そこまで行きますと、次は、今日も話題になっていますように、条例の中に、これだけは確実に入れたいもの、項目と内容がこういうものであるというのが、整理されるということになると思います。</p> <p>そこで次に、条例案をどうするかという話になると思います。</p> <p>そういう4段階の手順があると思っているのですが、その手順を進めるには、お互いの立場で、具体的な論議、話し合いを進めていくのが遠いように見えて、</p>

	<p>実は近道ではないかと思っております。</p>
<p>荒 木 副会長</p>	<p>副会長という会長を支える立場ですので、どうまとめる意見を出していこうかと、一生懸命考えていました。</p> <p>いろいろな意見が出ましたが、まず、1点目に、既に市民の税金を使って数年間に渡ってこの問題に対応してきており、それを無にしてしまっはいけないという、そういう大前提に我々は立たないといけないのではないかと考えます。</p> <p>もったいない人・物・金の使い方をしてきているはずで。市民に対して申し訳が立つように、我々検討委員会はやっていかなければいけないと思います。</p> <p>そのためには、どういう共通認識を持てばいいかということですが、私の場合は、市長から委嘱状を受けたとき、そこに目的があって、そのために、私の僅かな能力でも必要とされているのであれば、お答えできればということで、私はお受けしました。</p> <p>ですから、市長から委嘱をされたので、私の責務は市長に対して返すということになるであろうということです。</p> <p>それから、もう1点は、何を検討していくべきかといった場合には、今までに出された4案をベースに私たちは考えなければいけないのではないかと考えます。今までの検討経過を大事にしたいというのであれば、今まで検討したものをたたき台として、どれが十分であるか足りないかということ、いろいろな角度から、あるいはいろいろな立場から出していくと、かなりの部分の共通点は出てくるのではないかと思います。また、4案を全て検討するのは大変ですから、議会上程され、審議未了廃案になった案をたたき台にして、議員さんもたくさんいらっしゃるわけですから、どこがまずかったのか、足りなかったのか、それを充足するためには、どういう項目を入れたり足したりしていけばいいかと、というようなことを皆で意見を知恵を出し合って、入れ込んでいけば、かなりの程度はまとまるであろうと思っております。</p> <p>ですから、たたき台を何にするかを決めて、いろいろなことを観念的に議論し合ってもしょうがないから、具体的に、たたき台に基づいて、足りているところ、足りないところ、問題があるところ、問題が無いところ、そういう点について議論をし合う中で、コンセプトも、より具体的に見えてくるであろうと思っております。</p> <p>それが、この委員会の結論がまとまっていく方向であろうと思っております。</p>
<p>木 下 委 員</p>	<p>この中で、法律を作った経験があるのは多分私だけだと思うのですが、法律を作るとき、いきなり条文にいかず、必ず骨子を作るのです。目的が何、こういうことをやりますと。で、その骨子を作った段階で、どの道、市長さんそれから議会に持ち帰っていただくことに、どうせなるだろうと私は最初から思っております。</p>

	<p>した。それで、その対立点を調整するところで、さらにこの中で議論を重ねて、調整できる場所があればしたら良いし、調整はどうみてもここでできないところは、落水委員がおっしゃったように両論併記で、3つでも4つでも良いですけど、併記して出すというのが極めて現実的なのだらうと思います。</p> <p>公募委員の方は、条文を大事にしたいということもよく分かるのですが、それをされていると、この委員会は一步も前に進まないだらうと思ひまして、コンセプトを作っていく、両論併記、調整がどうしてもできないところは両論併記してしまうということをやったほうが良いのではないかと思ひています。</p> <p>その時にたたき台を議会で提案したものにするのか、議会で出されたものも含めて2つでやるのか、4つでやるのか、それ以外のものを出すのかについては、それは私があんまりこだわるところではないのですが、ただ、これは日本の社会でちょっと問題なところがひとつだけあって、これまでこれだけ議論をしたから、それにこだわらないといけないということは止めたほうが良いと思ひます。これは私、今まで第3セクターの見直しとかいろいろな見直しをやってきたのですが、税金を使っているから後に引けないで進んだ公共事業は山ほどあるのです。ですから、公募委員の方は腹立たいところもおありかもしれませんが、より新しい案があれば、それを入れるというスタイルをやっぱり堅持したほうが良いと思ひています。以上です。</p>
山口 会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ここで、少し確認させていただきたいと思ひます。</p> <p>1点目、議会で選出の委員さんの立場ですが、議会の代表ではなく一人の議員である委員として参加をしていただいているということで、よろしいでしょうか。</p> <p>そして2点目、両論併記のことについては、もちろん条文をつくりませんが、みんながそれで良いと言ったところについては、単一の条文になるかと思ひます。しかしながら、議論が割れた部分については、両論、場合によっては3つの論の併記をするということによろしいでしょうか。</p> <p>それが検討といった委員会の名称にも合致するのではないのかなと思ひます。それでよろしければ次に進みたいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
林 委 員	<p>すみません。進め方ですが、どうしても意見が合わない場合についての両論併記はもうやむを得ないかと思ひますが、委員さん方の中で「協働」についての位置づけとか法的な性格論だとかそういう関係についてのご懸念もあろうかと思ひます。実は、「協働」に関しては、既に総務省から、協働における手法の例示や協働の定義、協働の分類、協働の一覧関係、それから実際の協働のシステム構築等をまとめた「住民等と行政との協働に関する調査（最終報告）」が出されておりますので、いろいろ議論される中で、合意点には達成できると思ひしております。そういう意味では、いろいろな他都市の例だとか、総務省の報告書を参考に</p>

	<p>すれば、角を立てて議論することまではないのではないかと考えております。</p> <p>いずれにしても、まずは、西島委員も荒木副会長もおっしゃられたように、スケルトンから入って、そして、そこでの議論を通して案文に入り、最終的にはどうしても合意が無ければ両論併記になろうかと思えます。いずれにしても、協議を重ねればやはりお互いに上手くいくのかなという気がしております。</p>
落 水 委 員	<p>林委員、「協働」を私どもは否定したことは1度も無いです。誤解の無い様にお願ひします。</p> <p>私どもが「協働」で非常に論議が交錯した理由というのは何かと申しますと、「協働」の定義について、各議員が、立場によって肯定的である部分と否定的である部分があったからです。</p> <p>つまり、我々は市民の代表ですから、肯定的、否定的な意見が出てくるということは、熊本市民の意識レベルがそのレベルだというふうに私たちは感じたわけです。それで、「協働」ということ自体を盛り込む時期ではないのではないかと申しました。「協働」ということを盛り込まないという意味では全くなく、「協働」というものをもう少し成熟したものに市民意識の中に定着をさせた上で、自治基本条例に入れるべきだという考え方です。</p> <p>ですから、こんなに言うともた熊本市民が遅れているように誤解されるかもしれませんが、それぞれの土地柄というものは必ずあります。土地柄や時代背景の中で、どういう言葉を、どういうふうに定義付けして、どのタイミングで入れるべきか、ということ論議していくという意味合いですから、誤解の無いようにお願ひいたします。</p> <p>特別委員会正副委員長修正素案で、「育てる条例」という部分をあえて最後に足した理由はそこにあります。その時代になったら「協働」を入れようという考え方だったのですが、「協働」についてマスメディア等でもとりあげられ、あたかも議会が「協働」を避けているように誤解されたのかもしれませんが、全くそれはありません。</p> <p>「協働」は最も大事な住民自治の基本目的だということは、みんな認識しております。</p>
山 形 委 員	<p>市民の熟成に応じて「協働」という文言が生きてくるのではないかと申すことについてですが、確かに落水委員がおっしゃるとおりだと思います。今の熊本市では、まだ「協働」という言葉が浸透しているとは思いません。</p> <p>しかし、あえて言わせてもらいますならば、私が理事をしております「健康くまもと21」の住民会議で食育の寸劇を作り小学校や、校長先生、さらに地域の方を集めてさせてもらいました。それを見られたある小学校の校長先生が文部科学省の食育の検討会議の中で発表され、来年度、1億数百万円の予算がつき、その寸劇が、日本中で演じられることになりました。</p>

	<p>しかし、知的所有権の取扱いをどうするのかとか、または、私たちが何でそういう想いを込めた寸劇を作ったのかということは、形だけが伝わっていても、想っていうのは、なかなか伝わっていかないのです。そういった時に、この「協働」という概念を持った自治基本条例は、知的所有権をどういうふうに取り扱ったら良いとか、どういうふうには市民は関われるのだとか、または、どういうふうには市民と行政とまたは、他のいろいろなセクターと一緒にやれるかという形を作っていく、言うならば見本だろうと思います。そのためには、ある程度、灯台のようにさし示す必要もあるだろうし、今はまだじっくりこなくても、条文をきちっと作っておくということが大事なような気がいたしております。</p>
<p>落 水 委 員</p>	<p>おっしゃる意味はもっともだと思います。</p> <p>そういう意味で、私は今回、この「協働」の問題がマスメディアを通して、少しその自治基本条例のネックの部分として、周知が出来たこと自体は灯台の役割を果たしたと思っています。</p> <p>私は最初、第1回委員会において、プロセスを大事にしたい。プロセスによって、市民の意識が高まることを望むという内容のお話をしたと思います。</p> <p>要するに、この委員会で、私は侃侃諤諤、是非、論議をしたいと思っています。そして、是非、マスコミの方に、その活発な論議をばんばん流してもらいたい。毎週1回、自治基本条例の特集ページが載るようなそういうことをやっていただいて、市民意識を高めてもらいたいのです。やっぱり、住民自治は住民自体の意識の高まりが無ければ、絶対成り立たないわけですから、我々がいくら灯台を掲げたとしても、最後は意識が高まらないといけないと思いますし、卵が先か鶏が先かという論議になりますが、両方とも大事だという論議になります。必ず灯台を掲げる中で、きちんと周知徹底をするような手法をマメにやっていかなければ、ならないと考えます。</p> <p>北九州市でも、自治基本条例が策定され始めており、このような検討委員会ができています。そこの学識経験者の方が、市職員全員に対して自治基本条例とは何であるのかということをお話になったという話を耳にしました。市役所の職員がどれくらい自治基本条例の本当の中身を知っているかということ、私は3%だと思います。そのくらいのレベルだとしか思いません。やはり、そういう職員に対する研修も含めて市民周知をきちんと、一つ一つ積み重ねてやっていかなければならないと思います。再三申し上げますが、私はそういうプロセスの積み重ねを、大事にしたいと思っています。なぜかと言うと、「出来ました。良かったですね」で終わりではないからです。</p> <p>会長が携わられた岸和田市でも作った後に何かされたのですよね。</p>
<p>山 口 会 長</p>	<p>岸和田市では、逆パブリックコメントとあの時は言ったのですが、市民が作った案について行政がどう考えるかを意見集約いたしました。</p>

落 水 委 員	<p>そういう大変手間のかかる作業をやらないと、私は本当に生きた条例にはならないと思います。</p>
鈴 木 委 員	<p>正副委員長案を考えた人間として、「協働」の話をさせていただきたいと思います。</p> <p>「協働」というのは、実は一番大事だと思っていますが、あえてはずしたのは、地方自治は、議院内閣制ではなく、二元代表制であるという中で、「協働」という言葉を持って、市民も協力すべきだという解釈の危険性もあるのではないかと、そしてそういう危険をきちんとブロックすることによって、初めて「協働」は担保されるだろうと、市民が自らの立っている地を作っていくという想いで自主的にやれるようなものにする必要があると考えました。そのような条文にするためには、残念ながら時間が無かったということもあります。</p> <p>今、「協働」という言葉は、私たちもしょっちゅう使っていますし、総務省をはじめいろいろところで「協働」という言葉の定義もされてきましたけども、本当に1人歩きさせないためには、どういう手法が一番重要なのかということまで、及ばなかったということで、あえてはずしただけで、あんまり心配いりません。先程も発言しましたように、片肺で作ったという事の意味はそういう意味です。例えば、「協働」を担保するものとして、市川市の1%ルールを入れたいとか、そのぐらいまで考えたのですが、拙速はいけないということで、みんな「協働」を否定しているわけではないということです。</p>
山 口 委 員	<p>ありがとうございます。「協働」についてのご意見がいろいろ出ましたが、検討の内容についてのご意見をいただきたいと思います。</p>
田 中 委 員	<p>今まさに、議論らしい議論になってきたと思います。</p> <p>こういう議論を私は非常に望んでいる訳です。</p> <p>今まで、市民は市民だけ、行政は行政だけ、議会は議会で議論してきたわけです。</p> <p>だから、4者が、今のように議論をすることに意味があると思いますし、議論しなければならない項目は、そんなはないと思います。</p> <p>例えば、「協働」は、まさに、地方自治で住民が参加する、住民主体の自治をどうやって実現していくかという一番根幹に関わっている問題ですから、まさに今みたいな議論を行うべきであると考えています。</p> <p>私は、「協働」だとか「情報の共有」だとか、議論が必要な項目について、議論していったらよいのではないかと考えます。</p>
山 口 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>「協働」については、荒木副会長のご専門ですが、とりあえず、一つの項目ということで、また機会があるかと思しますので、その際に深めたいと思います。</p> <p>それでは、資料3の「2 検討する内容」の結論としては、条例のコンセプト、</p>

	<p>それから、項目、内容といったものを検討する、そして、結論が一つにまとまったものについては、一つにするし、まとまらなければ両論併記をするということによろしいですね。</p> <p>それでは、次に進みたいと思います。</p> <p>資料3の「3 検討の手法」についてこれから議論したいと思います。</p>
西村委員	<p>先程からの議論を聞いていまして、まとまるのが困難だというのが前面に出て、どのような問題で、困難だという話は一つも出ていません。</p> <p>先程の「協働」の話でもあったように実際議論してみると、非常に有益な議論になってきています。</p> <p>だから、両論を併記するときは、どういう条件の下で、どれだけ努力した後の両論併記かということを明確にしないと、議論にならないと思います。</p> <p>元々、初めての経験ですから、時間もかかるとは思います。議論を保障するというのを、特に会長にはお願いしたいと思います。そして、結論が、両論併記ありきではなくて、学識経験者の方もおられますし、また議員の方もそれぞれの経験があるわけですから、そういう論議をして整理していく必要があると思います。</p> <p>もう一つは言葉の持つ意味についてです。</p> <p>特別委員会での副委員長の提案や、本会議での紫垣委員長の報告で、よりよい自治基本条例案という明確な発言がありました。我々が何を信用するかということ、やっぱり、出された言葉であり、その言葉は重視していく必要があると思います。</p> <p>出された言葉、決定、これを誠実に実行していくということ、原則とすることをはっきりさせないと、これからの議論も一人ひとりの気持ちとかは、皆違うわけですから、「いや、あのときは違うのだ。どうだった」ということを言い出すと、はっきり意思統一ができなくなるのではないかと考えます。</p> <p>初めてのこういう経験ですから、十分時間をかけて、議論し、整理して、それを積み重ねていくということをやらないといけない、つまり拙速に、すぐ両論併記だということでは議論にならないと思います。</p>
山口会長	<p>もちろん、なるべく一つにするように議論を深めたいと思っています。</p> <p>検討の手法ですが、4案を並べて検討するというやり方もありますし、議会に行政が提案された案をたたき台にしたらよいのではないのかといった提案もありました。</p> <p>それではここで、検討の手法をどう進めるかについてご意見いただきたいと思っています。</p>
西村委員	<p>「コンセプト」を日本語で言うと、いろんな答え方があると思いますが、下川委員が言われる「コンセプト」とはどういった意味でしょうか。</p>

下川委員	<p>「コンセプト」という言葉は、一言で言えますから、非常に便利な言葉だと思います。</p> <p>私が、「コンセプト」を主に使う意味合いは、日本語でうまく訳せているかどうか分かりませんが、「何を何のためにやるのか…」ということです。</p>
山口委員	<p>検討手法の進め方ですが、これまで税金を使って案を作ってきたというお話もございましたので、4案をたたき台にするということについて、ご意見をいただきたいと思います。</p>
田中委員	<p>私は、まずは正副委員長修正素案を話し合ってみたらどうかと思います。こういうところはどのように削ったのかなど、案の違いをまず明確にして、議論したらいいと思います。</p>
原委員	<p>今の段階では、市民会議の中でいろいろな議論を経て策定された市民会議素案、それを基にして提案した行政案、特別委員会の中でいろいろご検討をいただき、審議をしていただきながら出された正副委員長修正素案、また、より良くする会から出された案の4案があると思います。</p> <p>1つ2つを比較対象にするという考え方もありますが、これまで議論を積み重ねてきたこの4案を比較検討しながら、盛り込むべき項目でありますとか、内容について検討をした方がいいのではないかと考えております。</p>
鈴木委員	<p>私も、今までの議論の経過を見ると、4案でいいと思っておりますが、正副委員長修正素案の位置づけを説明させていただきますと、これはあくまでも正副委員長の素案です。特別委員会では、賛否両論あり、採決しないまま終わっていますので、議会の案ということではありません。全責任は私にありますのでよろしくお願いいたします。</p>
山口会長	<p>私からの提案ですが、4案の内容について分からないところもあると思いますので、次回、時系列で、4案の作成経緯と4案がどういう考え方で作られたかについて、少し関係者からご説明願えたらと思います。</p> <p>それを聞いた上で、4案を並べるのか、それとも問題になるところだけを取り上げて協議をするのかなどの協議の方法を決めていきたいと思うのですが、よろしいですか。</p> <p>それでは、そのようにさせていただきたいと思います。</p> <p>次は、資料3の「4 スケジュール」についてです。</p> <p>このことについては、「終期を決め、逆算して検討回数を決める」とか「この委員会の使命の終了を決める」などのご意見がありますが、何か他にご意見はありませんか。</p>
鈴木委員	<p>スケジュールについては、今日議論しても、空論になるような気がします。</p>

山口 会 長	<p>他にご意見がなければ、スケジュールについては、少し具体的な項目等の検討をする中で、確認していくということにさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>次に、資料3の「5 市民への広報」については、検討委員会が、市民の意見を聴くといったご提案をいただいています。</p> <p>また、検討委員会以外、行政側がPRするという場面もあるかと思うのですが、とりあえず、ここでは検討委員会がどんなふうに市民に対してPRしていくのか、という議論になるかと思います。この件に関し何かご意見はございますか。</p>
田中 委 員	<p>仕事をする場合には必ずスケジュールがいます。変更になる、ならないは別として、全体的にどうなるかということ、みんな頭に描きながら仕事をしていかないと、出たところ出たところ勝負では、やっぱり困ると思います。次回の議論で、ある程度先が見えてくるとと思いますので、次回スケジュールを決めるということでしょうか。</p> <p>例えば、先程、条文は行政に詳細をまとめてもらって、またこの委員会で検討するとか、あるいは市民への広報をするとかしないかとかありました。市民への広報については、やっぱりしなければならぬと思いますが、そういう大まかな、終わるまでのステップを、やっぱり確認しておく方がいいと思います。</p> <p>それで、この委員会が、いつ終わるのかについてですが、今年中に終わるのか、3月までに終わるのか、今みたいに月1回のペースでいくと、今、皆さんの考えは、「今年いっぱいくらいで終わればよい」ということでしょうか。そういうところも、少しはっきりしてないと無期限というわけにもいかないと思います。</p>
山形 委 員	<p>確か、始まる時には、月に1回開催すると言うお話だったかと思いますが、現実には2ヶ月に1回のペースです。ペースについても、これでいいのか、またはもう少し詰めて毎月時間の許す限りやっていくとか、開催のペースについても、スケジュールの中に入るのではないのでしょうか。</p>
山口 会 長	<p>スケジュールについては、今の時点で、何をするのか決めてしまうことは、なかなか難しい面もあるかと思いますが、何もたたき台が無い中で議論することも難しいと思いますので、よろしければ、事務局で、開催のペースも入れたたたき台を作ってください、それを基に議論するということができればいいでしょうか。</p>
西村 委 員	<p>スケジュールは、事務局には作れないと思います。なぜかといいますと、検討委員会で、「まとまらない」という話が出ているときに、事務局が、いつまで終わるかを示すことは、無理な話です。</p> <p>項目などをはっきりさせながら、論議する中で終わりを目指していかなければならないと思います。後ろを決めて、これにがんじがらめになって、その中でどうするようになってくると、やっぱりよい条例は、本当によい論議はできないと思います。</p>

	<p>地方自治の基本条例ですから、地方の住民が、行政や議会を含めて、地方をどうするかという問題で、国のように、安保条約や外交などという問題ではないので、基本的に住民の幸せという観点から議論すれば、かならず一致できると思っています。</p> <p>しかし、認識を一致させるわけですから、それには少し時間が必要ですし、議論を丁寧にやっていけば、最終的には、一致できるという確信を持っています。</p>
落水委員	<p>現実問題として、幸山市長から私どもは委嘱されていますので、市長の任期の平成22年の11月までには終わらせることになります。</p> <p>ですから、それから遡って執行部として、最長のケースだけは一応出させていただきたいと思います。ここまでには、絶対我々は頑張らないといけないという見本だけは、作ってもらえれば、後はそれをたたき台にして議論するということがいかがでしょうか。</p>
山口会長	<p>スケジュールどおりにやらないといけないということではありませんが、何らかの目安が無いと、議論も進めにくいので、スケジュールのたたき台を作っていただきたいということですが、他にご意見はありませんか。</p>
原委員	<p>今、落水委員が言われましたように、最長ということで、市長の任期に合わせるということもありますでしょうし、それからまた、もっと前倒して条例を作るということも考えられると思いますが、これから先の検討が見えていない今の段階で、スケジュールがそこまで作れるのかなと思います。</p> <p>あと1、2回、論議を踏まえたところで、そういったものがお示しできれば、なおよいのかなと思います。</p>
山口会長	<p>今すぐスケジュールを出すのは難しいので、もう少し議論をしてからというご意見でしたが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、1、2回様子を見て、それによってスケジュールのたたき台を事務局に作っていただくということにいたします。</p>
田中委員	<p>スケジュールを考えるということは、そのスケジュールに関わるいろんな問題を、皆さんで考えてもらわないといけないということです。</p>
山口会長	<p>はい。分かりました。</p> <p>スケジュールについては、そのような観点から考えていくことで、お願いしたいと思います。</p> <p>それでは、市民への広報については、時期をみて議論したいと思いますので、これは少し後の課題とさせていただきたいと思います。</p> <p>次に、資料3の「6 先進地視察」についてもご意見をいただいておりますが、時間もあまりありませんので、今日は省略させていただきたいと思います。</p> <p>本日は、「今後の進め方」については、ほぼ共通の理解が得られたと思います。今後も協議の過程で何か出てまいりましたら、見直し等も行いたいと思っております。</p>

ますので、よろしく申し上げます。

#### 4 日程について

最後に日程についてです。次回については、事前に調整させていただきまして、2月7日木曜日午後3時から市役所駐輪場の8階の会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

その次の第5回の開催日程につきましては、時間の関係もございますので、いくつかの案を示し、後日、調整させていただきたいと思っております。

先程、月に1回開催するかどうかという話もありましたが、幅を持たせて調整させていただけたらと思っております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終了させていただきたいと思っております。

ご協力ありがとうございました。

#### 5 閉会